

令和6年度事業計画書

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

1. 専任媒介契約等の目的物である宅地又は建物に関する情報の登録及び提供

- (1) 宅地又は建物に関する情報の登録を受け、会員に対して当該情報の提供を行う。
- (2) 宅地又は建物に関する情報を登録した会員に対して、登録を証明する書面の発行を行う。
- (3) 会員から成約情報の収集を行い、他の会員に当該情報の提供を行う。
- (4) 物件検索等の利用に応じて、会員からシステム利用料を徴収する。
- (5) 全国指定流通機構連絡協議会を中心に、他機構と連携して4機構共同利用システムの円滑な運営を行う。
- (6) システムのより効率的な運営のため、より広範で合理的なデータベースの活用に向けた検討を行う。
- (7) 安定稼働の確保ならびに利便性や安全性向上に向けて、システム改善等の検討を行う。

2. 流通機構制度及び不動産流通市場に関する調査研究及び啓発普及

- (1) 指定流通機構の活用状況の調査等を行う。
- (2) 指定流通機構の活性化を図るため、他機構との情報交換を行う。
- (3) 媒介契約制度及び指定流通機構制度について、一般消費者への啓発宣伝を行う。
- (4) 当機構における毎月の利用状況を紹介する『機構ニュース』を定期的に公表する。
- (5) 成約情報に係る市況速報等のウェブサイトへの掲載やプレスリリース配信等を通じ、一般消費者並びに会員への啓発宣伝を行う。
- (6) レインズデータを月単位で集計した『マンスリーレポート』、四半期単位で集計した『市況トレンド』、年単位で集計した『年刊市況レポート』をウェブサイトへ掲載することで、一般消費者並びに会員に市況統計資料を公表し、不動産市場に対する理解の促進と適正な相場観の把握に寄与する。
- (7) レインズデータの全国レベルでの活用及び市況統計資料の利便性向上について、他機構も含めて具体的検討を行う。

3. 上記1・2の事業に関する指導及び研修

- (1) IP型システムの操作方法等に関するサポート窓口としてコールセンターを開設する。
- (2) コールセンターの問合せ事例をFAQとして会員に提供する。
- (3) IP型システムの操作方法の研修ならびに適正利用推進のため、各種マニュアルの利用促進を図る。
- (4) 取引の適正の確保及び流通の円滑化を図るため各種規程等の周知を行い、違反行為防止のための指導を行う。
- (5) 物件登録、図面登録及び成約報告促進のための指導を行う。
- (6) 物件情報の精度向上及び入力内容の適正化を図るため、登録内容についての指導を行う。

4. その他機構の目的を達成するために必要な事業

- (1) 関係官公庁・団体等に対する協力、要望、提言等を通じて機構組織の強化を図る。
- (2) レインズシステムの適正利用推進に向けて、国土交通省、関係官公庁、関係団体と連携のうえ、規程の改正等必要な措置を講じる。
- (3) 国土交通省及び他機構と連携のうえ、不動産流通システムの発展に資する。
- (4) 規制改革実施計画」(2020年7月17日閣議決定)を踏まえ、国土交通省等と協力し、レインズにおける不動産流通市場の活性化、運用ルールの徹底等のための施策について、検討および必要な対応を行う。
- (5) 公益社団法人としてより一層の適正な事業運営に努める。
- (6) 個人情報保護に関する法律(個人情報保護法)に基づき、個人データを安全に管理するための必要かつ適正な措置を講じる。